

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項中「別表第一の二十四の項1」を「別表第一の二十五の項1」に改め、同条第二項中「別表第一の二十四の項11から13まで及び15」を「別表第一の二十五の項11から13まで及び15」に改め、同条第三項中「別表第一の二十四の項18」を「別表第一の二十五の項18」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「別表第一の二十六の項」を「別表第一の二十七の項」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「別表第一の二十七の項」を「別表第一の二十八の項」に改める。

別表第一中「別表第一の二十四の項1」を「別表第一の二十五の項1」に改める。

別表第二の三の項中「別表第一の二十二の項54」を「別表第一の二十三の項54」に改め、同表の四の項中「別表第一の二十六の項11」を「別表第一の二十七の項11」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。